審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名	古物営業法
根　拠　条　項	第５条第４項
処　分　の　概　要	許可証の再交付
原権者（委任先）	三重県公安委員会
法　令　の　定　め	古物営業法施行規則第４条第１項、第２項（許可証の再交付の申請）
審　査　基　準	判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間	14日
申　　請　　先	主たる営業所等の所在地を管轄する警察署の生活安全課（生活安全刑事課）
問い合わせ先	三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（059-222-0110） 又は警察署の生活安全課（生活安全刑事課）
備　　考	「主たる営業所等」とは、主たる営業所又は営業所のない者は、住所又は居所をいう。